

【参 考】宗派第2種共済申請から給付までの流れについて

(1) 教務所に被災内容を報告

九州教務所に、第2種共済の申請を行う旨をご連絡ください。

職員から申請に必要な内容をお聞き取りさせていただきます。

※報告後、余震等による新たな被害が出た場合は、九州教務所にご連絡ください。

※「罹災証明書・被災証明」等の取得は必要ありません。



(2) 被害箇所の写真を撮影

二次被害に十分ご注意ください、安全が確認された段階で境内建物の被害状況を撮影ください。
撮影にあたっては、添付書類「第2種共済給付申請記録写真について」をご参照ください。

※片付け前・片付け後の写真であっても、査定結果に違いはありません。

※修復・解体される場合は、修復・解体前に被害箇所の写真を撮影ください。



(3) 鑑定事務所から連絡【教務所に申請いただいた寺院から順次連絡】



(4) 査定

①提出資料に基づく査定（写真査定）

「被災の状況が詳細に分かる写真」「被災建物の図面」等の資料を鑑定事務所宛にメールまたは郵送で提出いただきます。あらかじめ資料をご用意いただくと査定がスムーズに行えます。

②現地査定

共済査定員が直接訪問し、現地査定を実施いたします。査定日時は共済査定員から連絡いたします。査定当日は、住職・教会主管者もしくは代務者（不在の場合は寺族代表者）の立会が必要となります。写真や被災建物の図面等をご用意いただくと査定がスムーズに行えます。



(5) 共済審査会での審査【査定結果が届いた寺院から随時実施】



(6) 共済金の給付について

共済審査会後、速やかに給付手続きを行ってまいります。

なお、共済金の給付にあたっては、寺院名義の口座が必要です。

寺院名義の口座をお持ちでない場合は、共済金の給付が遅れる場合がございますので、事前に作成をお願いします。